

別表1 貨物、仕向地及び提出書類

貨物	仕向地	提出書類	申請窓口
輸出令別表第1の1の項(1)に掲げる貨物であって、 (イ) 空気銃、散弾銃、ライフル銃又は火縄式銃砲であって、スポーツ用又は狩猟用のもの (ロ) 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃 (ハ) (イ) に掲げるものに用いる銃砲弾 (ニ) (イ) 及び(ロ) に掲げるものの附属品(暗視機能を有する装置を除く。) (ホ) (イ) から(ニ) までに掲げるものの部分品 輸出令別表第1の1の項(2)に掲げる貨物であって、産業用の発破器 輸出令別表第1の1の項(3)に掲げる貨物のうち、産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品	全地域	E 2	経済産業局
輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(上記以外の貨物)	全地域	E 1	本省
輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条第三号(輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が20キログラム未満のものに限り、原子炉用のものを除く。)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物	い地域①	A	経済産業局
輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条第三号(輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が20キログラム未満のものに限り、原子炉用のものを除く。)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物	い地域②	B 1	経済産業局
輸出令別表第1の2の項(1)から(8)まで、(10)又は(10の2)に掲げる貨物(上記に掲げる貨物を除く。)	「い地域①」及び「い地域②」	B 1	本省
輸出令別表第1の2の項(1)から(8)まで、(10)又は(10の2)に掲げる貨物	ろ地域	C	本省
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物	い地域①	A	経済産業局
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物のうち、告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物	い地域②	B 2	本省
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物のうち、輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物	い地域②	C	本省
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物(告示で定める貨物及び輸出令別表第1の14又は15の項の中欄に掲げる貨物を除く。)	い地域②	B 1	経済産業局
輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物	ろ地域	C	本省
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物	い地域①	A	経済産業局
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物	は地域①	B 1	経済産業局
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物	に地域①	D 1	本省